

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則 三三〇

告 示

○生活保護法による医療扶助等のた
めの医療機関を指定した件 三三〇
○生活保護法による指定医療機関の
事業を廃止した旨届出があった件 三三〇
○大規模小売店舗の変更の届出につ
いて意見があった件 三三三
○特定計量器の定期検査を実施する
件 三三三
○地籍調査の成果について認証した
件二件 三三三
○県営土地改良事業計画を定めた件
三件 三三三
○保安林の指定を解除する予定であ
る旨通知があった件二件 三三三
○道路の区域を変更する件二件 三三四
○道路の供用を開始する件 三三四
福 島 県 病 院 局 三三四
○県立病院における診療費等に係る
公金の収納の事務を委託した件 三三四

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十三日

福島県規則第七十号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三株式会社荘内銀行の項中「福島支店」の下に、「ジャスコ郡山支店」を加え

福島県知事 佐藤 雄 平

附 則

この規則は、平成二十年六月二日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森合くいに内科	福島市森合字高野一―一二	平成二〇年四月一日
大山クリニック	伊達市北後一三一―一	同
関根医院	須賀川市影沼町二二六―三	同
遠藤内科医院	相馬郡新地町小川字清水小路八―五	同
とりごえ整形外科クリニック	石川郡石川町形見字尾巻一八四―一	同
杉本歯科医院	福島市大町四―二四杉本ビル二階	同 年 三月一日
誉田歯科診療所	同 市松浪町六―二四	同
コスモ調剤薬局森合西店	同 市森合字高野一―一五	同 年 四月一日
スマイル薬局松川店	同 市松川町字天王原九四	同
スマイル薬局相馬店	相馬市石上字南蛭沢三七二―三	同
さくら薬局北白河店	白河市豊地弥次郎二―一	同 年 五月一日
白河調剤薬局	白河市六反山一〇―三六	同

(社会福祉課)

福島県告示第四百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年五月二十三日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
今古堂医院	二本松市西新殿字松林六三	平成一九年七月一日		
大山外科胃腸科	伊達市北後一―一五	平成二〇年二月二九日		
医療法人須賀川セントラル眼科中町診療所	須賀川市中町一―二金美堂ビル二階	同 年 三月三十一日		
とろごえ整形外科クリニッ	石川郡石川町形見字尾巻一八四―一	同		
関根医院	須賀川市影沼町二二六―三	同		
医療法人遠藤内科医院	相馬郡新地町小川字清水小路八―五	同 年		
杉本歯科医院	福島市大町四―二四杉本ビル二階	同 年 二月二九日		
玉木歯科医院	耶麻郡西会津町奥川飯沢字上ノ窪一八四八	同 年 四月四日		
白河調剤薬局	白河市横町八七―二	同 年 四月三〇日		

福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工労政部署振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月二十三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
M O L T I 郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

福島県知事 佐藤 雄 平

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年五月二十三日

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所での実施する検査

福島県知事 佐藤 雄 平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月二四日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	会津美里町構造改善センター
同		六月二五日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	高田体育館
同		六月二六日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	本郷庁舎
耶麻郡西会津町		七月一日 午後二時から 同三時三〇分まで	奥川小学校 四郎分校
同		七月二日 午前一〇時から 同一時まで	奥川小学校
同		同 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	野沢小学校
大沼郡昭和村		七月三日 午前一〇時から 同一時まで	群岡小学校
同		七月七日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで	昭和村公民館
同		七月八日	金山町役場横田

河沼郡会津坂下町	大沼郡三島町	河沼郡柳津町							
七月一四日 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	七月一〇日 午前九時三〇分 同一時まで	七月九日 午前九時三〇分 同一時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで
会津坂下町広瀬公民館	西方ふるさとセンター	柳津町役場西山支所	柳津町役場	同	同	同	同	同	出張所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで	同 午後一時三〇分 同三時三〇分まで
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一七日 午前九時三〇分 同一時三〇分まで	同	同
右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一八日から八月一日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	同	同

福島県計量検定所

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

会津本郷町

二 成果の名称

大沼郡会津本郷町字真々川及び中道下の全部並びに瀬戸町、松原際、北川原、北浦、本郷、本郷上、瀬戸屋前及び本郷道西の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県告示第四百五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十年五月二十三日

一 調査を行った者の名称
新鶴村

二 成果の名称
大沼郡新鶴村大字和田目の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

（農村計画課）

福島県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、柿ヶ作地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月二十三日

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十年五月二十六日から
同 年六月十六日まで

三 縦覧の場所
伊達市役所

（農村計画課）

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、万五郎地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月二十三日

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十年五月二十六日から
同 年六月十六日まで

福島県知事 佐藤 雄 平

三 縦覧の場所
伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、堀沢地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月二十三日

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十年五月二十六日から
同 年六月十六日まで

三 縦覧の場所
伊達市役所

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年五月二十三日

一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑三七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除予定保安林の所在場所
 双葉郡浪江町大字赤宇木字櫛平一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 三 解除の理由
 道路用地とするため
 （一次の図）は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （治山対策課）

福島県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年五月二十三日
 福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道斉藤 下行合線	郡山市緑ヶ丘東七丁目 三五番一地从先から 市緑ヶ丘東七丁目 三五番四二地先まで	変更前	九・七〇	三八六・一
		変更後	一〇・二〇	三八六・一

（道路計画課）

福島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年五月二十三日
 福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
双葉郡浪江町大字立野			九・三〇	

県道中の 森加倉線	字沢東一七番一地从先から 郡同 町大字立野 字沢東一五四番三地从先まで		変更前	変更後
			A 一一・九〇	A 九・三〇 一一・九〇

（道路計画課）

福島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年五月二十三日
 福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道斉藤下行合線	郡山市緑ヶ丘東七丁目三五番一地从先から 市緑ヶ丘東七丁目三五番四二地先まで	平成二〇年 五月二十三日

（道路計画課）

福島県病院局

福島県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。
 平成20年5月23日
 福島県病院事業管理者 茂田士郎

福島県病院事業管理者 茂田士郎

- 委託した事務の範囲及び内容
 福島県立矢吹病院、福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県立大野病院における診療費等の収納の事務
- 受託者の名称及び所在地
 (1) 福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院及び福島県立大野病院の受託者
 株式会社ニチイ学館
 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

(2) 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院の受託者
株式会社日本医療事務センター 福島支社
福島県郡山市駅前一丁目15番6号
3 収納の事務を委託する期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(病院経営改革課)